

琉球大学学術リポジトリ

原稿『南洋群島の研究』第二章 沿革

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 南洋, 原稿, 南洋群島の研究 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38169

矢内原忠雄文庫

史料名	原稿『南洋群島の研究』第二章 沿革(27-68)
封筒番号	257
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 15 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

627

遠隔であり、且つ面積狭小天然資源貧弱にし
 てそれ自体陸地としての重要性を有せざるが
 爲め、^{カニヤ}発見せられたまま久しく文明の圏外
 に放置せられ、更に数代を経たり後始めて世
 界史の有機的体系中に織り込まれ獲たのであ
 った。
 この地域最初の発見者は有名なる世界周航
 者マゼランであつた。彼は彼の名を冠せらる
 る海峡を通過して太平洋に出でたる後、一五
 二一年三月六日マリアナ群島中のゲラム及び

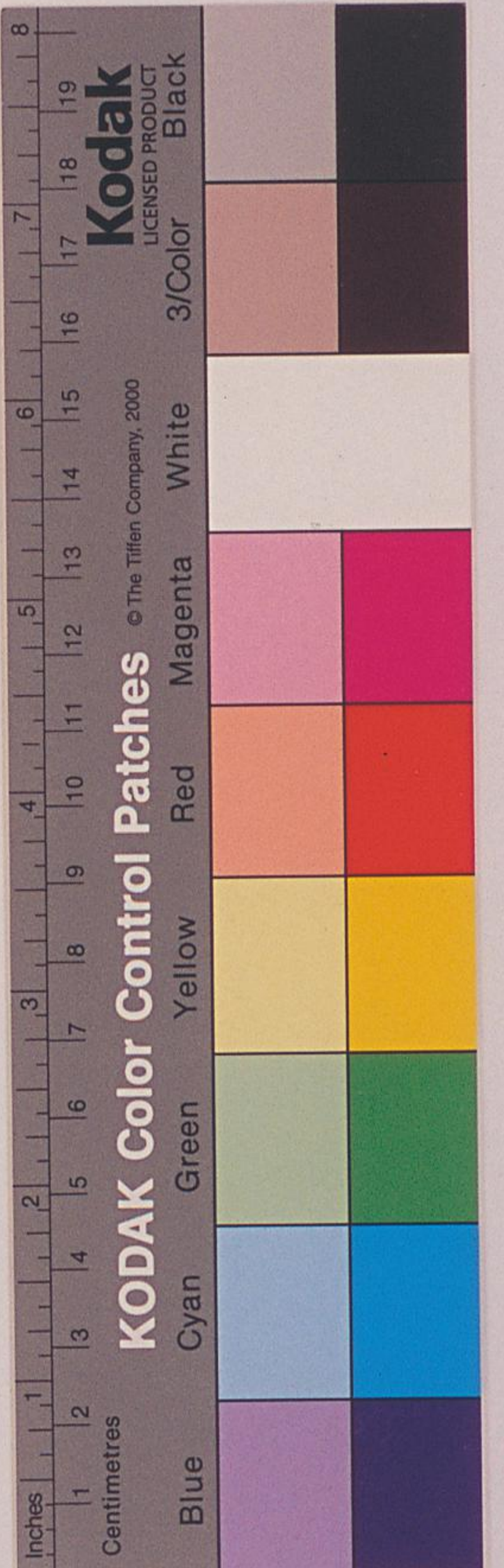
東京文房堂製

柱
 泥
 才
 節
 発見
 別頁
 第三章沿革

前章に記述したる如くミクロネシア諸島は
 太平洋の内懐深く隠されたる砂礫の如くであ
 つて、地球上世界文化の中心から最も隔絶し
 た地点の一に属した。近世史の開始を劃する
 十五六世紀の「発見」の潮は逸早くこの絶海
 の孤島の岸をも洗つたが、大陸よりの距離が

第一節 発見

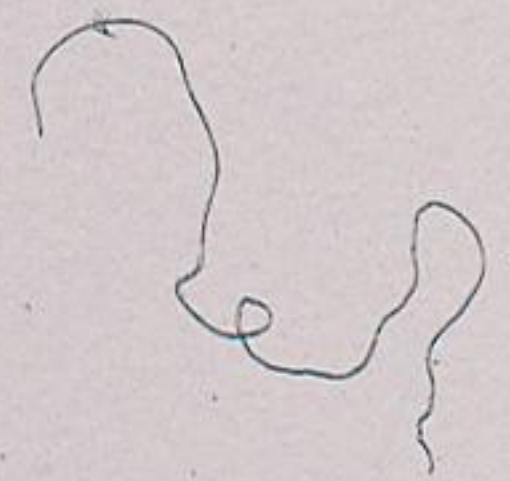
第二章 沿革



ロタの両島を発見して前者に寄港した。此の時
 島民が船の金具教やホートを持ち去らんとし
 た。により、両島に盗賊列島 (Las islas de las Landrones)
 の名を喫へた。彼は更に西航してフィリッピ
 ン群島に達し、此処で島民の爲めに非業の死
 を遂げたが、彼の率ゐて居た船の一隻が印度
 洋を越え喜望峰を迂迴して一五二二年無事本
 國スペインに着き、最初の世界一周航海を完了
 した。人は人の知るところである。
 此後スペインは更に第二次 (一五二五年)

第三 (一五二七年) の探検船を派遣し、太
 平洋を西航してモルツカに着いたが、其の途
 次、西回共マーシャル群島ラタツク列の北端を
 過ぎた。この後一五四二年、イヤロボス (Ray Lopez de Villalobos) はメキシコよりフィリッピ
 ンに赴かんとし、マーシャル群島を経て西航
 の途次、西カロリンの數島を発見した。
 更に下つて一五六四年十一月レガスピ (Miguel Lopez de Legaspi) は正式占領の使命を以て
 メキシコを發し、先づサイパン島に到達して

附近マリアナ諸島占領の式を挙行し(この時
 盗賊列島の名を改めて羅典帆諸島(Las islas de
 Las velas latinas)と命名した)、次いでフリーツ
 ポン群島に到着して占領の儀式を行った。西
 群島は此の時以後正式にスペイン領となつた
 のである。
 その翌年、右占領報告の爲めにマニラを登
 したるロドリゲス(Esteban Rodrigues)は北緯二
 十度の辺を東航してメキシコに帰還するを得
 た。この東航航路はマゼランの率めた船隊中
 の一隻にして損傷の爲めモルツカに取られ残さ
 ずトリスダゴ号が試みたるを始めとし、其
 後幾回も試みられたのであるが其都度失敗に
 歸して居た。然るに今ロドリゲスにより東航
 航路が開拓せられた。以来フリーツポン、メキ
 シコ間に時々帆船の往復が行はれるに至り、
 一五六六年にはマニヤル群島、トラツク群
 島、並にモクモクと思しき島群が^{発見せられた}一五九
 五年にはホナベ島と推定さるる島が発見せら
 れた。



4

かくミクロネシアの諸群島はオ十六世紀に於けるスペイン人の數次ノ航海によりて發見せられたものであるが、その中正式に占領せられたのはマリアナ群島だけであり、それすら占領後約百年の間何の爲す処もなくして経過した。然るに一六六二年ヂエズイット宣教師サンヂェトレス (Diego Luis de Sanvitores) がグアムに寄港し、島民の裸体野蠻の状を見て布教の志を起し、皇后マリア・アンの援助を得てこの事業を遂行することとなり、一六六

八年再びグアムに來着、皇后の名を記念してこの群島をば新にマリアナ群島 (Islas Marianas) と命名したのである。マリアナ群島の宣教は最初順調に進行したが、島民の旧習に干渉すること甚しかりし爲に遂に反抗を挑発し、一六七〇年一月サイパンに於ける布教師虐殺となり、爆発し、サンヂェトレス自身も後二年グアムで殺された。スペイン政府は島民叛乱鎮壓の手段として強制集中策を取り、一六九五年テニアン及

ロ夕両島民はゲアム島に、サイパン以北の諸島民はサイパン島に集め、一六九八年には後者の住民をもゲアムに移し、かくてマリアナ諸島の全住民を一島に收容して嚴重なる監視の下に置き、ゲアム以外の諸島は爲り無入境に化してアツたのである。

マリアナ群島の布教開始に次で、一六八六年ラスカノ (Francisco Lagano) がその南方に一島を発見し、時の国王カルロス二世に因んで *Islas Carolinas* と命名した。これがカロリン群島

なる稱呼の始まりである。後一六九六年末フイリッピンに漂着したる島民より右の方面に數多の島あるを南きたる宣教師はその探検本教に著手することとなり、數回の失敗の後一七一〇年にソソルを、一七一二年ウル諸島及びパラオ島を発見したが布教に至らず。一七三一年に至りゲアム島在住の宣教師カントウア (Juan Antonio Cantora) はモクモクに達し三ヶ月にして小児百二十七人に洗礼を施したといふが、間もなく一行十四人は島民に

素を注入し、その性質を温和化し、又牛豚鶏
 等の家畜家禽、並に煙草、珈琲、玉蜀黍、甘
 蔗等の有用作物を輸入したのであるが、しか
 もその教化政策たるや極端なる従属主義的強
 制を特色とし、旧慣を無思慮に破壊して住民
 を叛乱へと駆り立て、戦闘力ある住民の多数
 を殺戮或は強制移住せしめ、人口を減少し生
 産力を削減した。今日南洋群島島民中比較的
 文化程度高きマリアナ諸島^{群島}、チヤモロ族はス
 ペイン統治の遺産であるが、しかも彼等はか

東京文房堂製

あ

よりて塵殺せられ、それ以來流石のスペイン
 人もこの地域諸島の布教を断念するに至つた。
 スペインは當時に於ける植民國の花形であ
 った。然るに面積狭小なるミクロネシアの諸
 島にはアメリカ大陸に於けるが如く掠奪すべ
 き貴金屬財宝ありてなく、採掘すべき金銀銅
 山^{若くは}ありてなく、封建的貴族に分與すべき土地
 財産^{有る}ありてなく、従つて此の地に於けるスペ
 イン人の活動は専ら宗教的傳道に限られた。
 而してその教化により島民の生活に文明的要

大なる航海者トーマス・クックによりて再び
 縦横に航海せられた。彼の発見は濠洲及シ
 リネシア諸島を主とし、^{彼の発見した}直接ミクロネシアに
 達する処はなかつた。^{併し}濠洲東海岸のホー
 ト・ジャクソン（今日のシドニー）が一七八
 八年以來流刑地として利用せられるに至りし
 ことは、ミクロネシア再発見の一の端緒とな
 ったのである。^{即ち此の}同年此地に囚人送致の任務を
 果したる英國東印度會社所屬の帆船二隻は、
 更に茶を稜荷する目的を以て支那廣東に向ふ。

東京文房堂製

く滅殺せられたる人口の基礎の上のみ^{遺骸者}残存
 を許されたものである。且つ当時スペイン人
 の活動はフィリピンを除けばマリアナ群島
 だけに止まり、^{であつ}再餘のカロリン及マーシャル
 群島に属する島々はただその所在を発見せら
 れたのみ^{であつ}で、更に一世紀以上を忘却の
 中に葬られたのであつた。

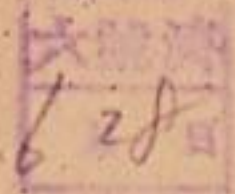
4 第二節 再発見

第十八世紀に入りてから太平洋は英國の偉

再発見が為され、更に一七九一年同會社の帆
 船二隻はマク・クルユアー (Mc Cleary) 指揮の下
 にパラオ島に来港した。
 同じ頃英國の航海者モルトロク其他により
 てモルトロク諸島ヤサタウアン、ルケイルド
 五タルの三島 (一七九三年)、ピングラツプ
 オレアイ、ウルルシ、ソロル (一七九一年)、
 サトアル、ラムトリク、エラト (一七九七年)
 の諸島が発見又は再発見せられた。

東京文房堂製

途中、ギルバート群島並にマーシャル群島中
 ラタツク列島の南部諸島を発見した。ギルバ
 ート及びマーシャル群島なる名称は、右二隻
 の船長の名に従ひて命名せられたのである。
 其後一八二四年の頃迄にマーシャル群島の各
 島は相次いで発見せられた。
 一方西部に於ては同じく英國東印度會社所
 属の帆船アンテロープ (Antelope) 号 (船長ウイ
 ルソン) が一七八三年マカオより東航の途次
 楠座した事によつて、パラオ島の偶然なる



群島の近海に英米捕鯨船の來航繁^かなつた。
 (主に米國 New Bedford 及 New England の船であつた)。
 クサイ島のレレ港及ポナペ島^のキチ港はその
 中心地であり、殊に^{毎年}十一月乃至四月の北西貿
 易風を避くる期間に於てはレレには十五隻乃
 至二十隻、キチには五十隻乃至六十隻も同時
 に碇泊するの盛況を呈した。之等船舶に食料
 品の供給を為すに船員自ら島民と物々交換
 を開始したのであるが、後には二三の白人商
 人が駐在するに至つた。捕鯨事業は一八五〇

東京文房製

代迄にマーシャル及カロリン群島は再び世界
 交通の圏内に引き入れられ、漸次數種の外來
 勢力によりて接觸せられることとなつた。捕
 鯨船、商人、新敎宣敎師、並に各國の探險艦
 船^もあ^る。
 第一、捕鯨船。
 クサイ島は一八〇四年米國ホストンの捕鯨
 船ナンシー号 (Nancy) 船長クローツァー (Crozier)
 によりて發見せられたのであるが、其後一八
 三五年の頃からマーシャル群島及東カロリン

年代及六〇年代に最盛期に達し、その後衰^微年
 代^{毎いたが}を行つた。併しこれによつて此の地域を世界
 に紹介し、一方島民との間には商業的関係を
 生じ、火酒銃器並に悪疫^{の端を用}の輸入である。
 亦ニ^{商人}商人。
 上述の如く捕鯨事業の中心はクサイ島及び
 ホナペ島であつたが、商業的活動の中心とな
 つたのはむしろマーシャル群島であつた。此
 らは輸出商品たるコブラの産地であつたから
 である。マーシャル群島は捕鯨漁場として長

好な^らホ、従つて捕鯨船の來ることも多くな
 かつたのであるが、その一人の船長が一八五
 〇年代の始め^にエボンの島民と貿易^{した}を
 最初とし、捕鯨船の活動に伴ひヤルト、ク
 サイ、ホナペ等には商人の來住する者あり、
 又船員が放逐せられ或は脱走して島民の間に入
 り商業を営みし者もあつた。一八六四年布
 哇の^{逸人}逸人商會がエボンに支店を設けて独
 逸人^(Adolf Capelle) (Adolf Capelle) をして業務を担
 当せしめ、コブラを買入せしめたのが継続的商業の始り

であつた。カペレは後独立してヤルリートに南
 香を聞き島民にコプラの製法を教へ、又椰子
 栽植の先駆者となり、一八七七年リキエプ島
 を買ひ、更にラヂエラン島を借受け、又アル
 ノ島にても栽植を始めた。一八五七年以來サ
 モア島にて事業を管んで居た独逸ゴツトフロ
 イ (Godsfroy) 商會も一八七三年マーシャル群島
 のエボン芋四島に南香し、一八七七年には獨
 逸ハンブルグのヘルンスハイム (Hernsheim) 商
 會もヤルリート其他に開港した。かくマーシヤ

ル群島が南洋群島の中心地となつたのはコプラを産地とありたが、
 一八八〇年フ①ンシユ來航の時には、嘗て
 捕鯨船の中心地として活氣を呈したりしクサ
 イ島はコプラ産額小なるが一人の小商者の
 常駐するものもなく、ポナペ島にはカペレ及
 びヘルンスハイムの二商會があつたといふ。
 (Finsch, O. Ethnologische Erfahrungen und Beiträge aus der
 Südsee, S. 196. 234.)
 東部に於ける捕鯨船及コプラ商人と相對して
 パラオ、ヤツプ島西部諸島には支那輸出向の
 海冬採取を主たる目的として來航し、目ツ島

氏と物々交換を南始せし船乗兼商人があつた。中にも英國生れの船員チー
 ン (Andrew Cleym) といふ者一八四三年にパラオに來り海參の採
 取に従事し、ヤツプ島、ホナベ島へもその目
 的で行つたが、一八六〇年再びパラオに來り、
 コロールの大酋長 (アイバドル) と協定して
 勢力を得た。然るに彼の行動は島民に對して
 暴壓を極めしのみならず、アイバドルとの協
 定に反してその敵に武器を供給したるを以て、
 島民の殺すところとなつた。然るにその問責の爲め英

國軍艦一隻パラオに來り、アイバドルを死刑に
 処せしめた (一八六七年一月)。
 ヤツプ島にも十九世紀前半から小商人の自
 由來船があつたらしくあるが、*Müller, Jap. Is.*
 一八六九年に獨逸ゴントフロイ商會が支を
 設け、一八七三年にはヘルンスハイム商會が
 パラオ、ヤツプ、オレアイに營業所を開き、
 何れも海參採取、コプラ取引、並に貿易に従
 事した。其頃最も著名なる活動を爲したの
 米國に籍を有する愛蘭人オキーフ (D. D. O'Keefe) で

あつて、同人は一隻の支那ジヤンクで孰然此島に流れ來つた船乗であるが、ヤツプの酋長と契約してパラオ島マラカルから斫り出す石貨の運搬を引受け、利益と勢力を獲得し、ヤツプ、パラオ其他の諸島を往來して商業に従事した。この石貨はヤツプ人の尊重措く能はざるものであつて、從來は島民が力ヌーヌは竹箨を以てやいやく運ぶ來りしものであつたのである。

第三 宣教師。

既述捕鯨船は米國ニュー・イングランドより來れるもの多く、その本國にもたらしたる島民未開の状況はポストン・ミツシヨン (American Board of Commissioners for Foreign Missions) の注意を惹起し、遂にそのホノルル支部たる Board of Hawaiian Evangelical Association はマリーニヤコ、ギルバート、東カロリン、中央カロリンの諸群島を傳道地に編入することとを決議し、一八五二年四月宣教師スノウ夫妻 (Snow) がサイ島に來り、同年九月宣教師スタージエス (Sturges) 來り、

東京文房堂製

印

医師ギョーリック (Gulek) 及び布哇土人伝道師
 カアワイカウラ (KaaiKaule) 三夫妻がポナペ島
 マトレニムに到着、一八五五年には宣教師ド
 ーン夫妻 (Edward T. Dorne) が同島ジヨカージに
 来り、^{た。}傳道を開始した。然るにジヨカージにて
 布教に^{た。}対する^{た。}強か^{た。}りしにより、ドーンは一八五
 七年一旦退去してマーシャル群島エボン島に
 赴き、^後其地の教会を興き、後一八六五年再び
 ポナペに來島した。
 クサイ島では一八六二年スノウ師が去り

後布教は島民伝道師に委ねられたが、一八
 七九年ピーズ博士 (Dr. Pease) 宣教師として来任
 し、同年エボン島の教師養成学校 Training School
 を、^{クサイに移し、}一八八二年にはギルバート島の養成学校
 をも此^地に移し、一八八六年には女子学校
 が開設せられた。
 ポナペ島では既述スタージエス、ギユーリ
 ック、ドーン等に次ぎ、ランド (Rand, 1874-94)
 ローガン (Logan, 1874) 等の宣教師來島し、又一
 八七三年にはセハッポナペ島民伝道師を任命

かくして、嘗てオ十七世紀にマリアナ群島がスペイン人のカトリク宣教師によりて傳道せられし如く、オ十九世紀に於ける再発見に伴ひ、米國人の宣教師により、^{其聖書}新教はマーシヤル、クサイ、ボナペ、及びトラツクの諸島に布教せられ、殊にクサイ島の如きは一八八〇年の頃には殆んど全島民が信徒となつた。而して聖書の全部若くは一部は上記ローガン師のトマツク語譯の外、ボナペ語、クサイ語、及びマーシヤル語にも翻譯せられた。又其の米國

し、ピングゲラツポ島及びモルトロク島にて傳道を開始せしめた。ローガン師はモルトロク島に渡りて聖書を翻譯し、一旦吻米して之を印刷に附したる上、一八八四年再び來島した。此間島民傳道師によりて一八七七年にはロソプ島に、一八七九年にはトラツク諸島のウマン(冬島)、ウエラ(春島)ウトツト(月曜島)、クク(秋島)一村)に布教せられ、一八八六年にはクツフ(夏島)一村)に教會が出来た。

歓迎するものなかつた (Hambrecht, p. 3168) 麥草ホ
 ストン・ミツシヨン所居宣教師達の伝道は最
 格なるピユーリタンズに基き、酒類、煙草、
 並にカバの飲用を禁じ、日曜日^{安息日}に於て入港船
 と商業し労働し、又は饗宴することを許さずト一
 方に於ては船員や商人の島民^{島民を依}搾取^{から防護}を妨げ
 共に、他面島民回来の社會制を生活様式^{改革}
 の急進的要素として作用したのである。
 才四 各因軍艦の來航。
 才十九世紀始めミクロネシア諸島が再び世

宣教師は捕鯨船及商人の來島と相肉連し殆ん
 ど同時に來島したものであるが、両者の立場
 は相容れず、宣教師の活動を最も妨害したる
 もつは同國人たる船員商人等であつた。捕鯨
 船の船長中最も粗暴にて有名なる Pully Hayes 左
 右男は宣教師の一へを誘ひて船に乗せ、マ
 シヤル群島ラタック列島の北部なる無人島に
 棄てたといふ (Erland, s. 379) 又スタージエス
 ギユーリツク等の一行が始りホナペ島に來た
 時在住白人十二人中た一人を除きて彼等を

界交通の圏内に入りたるに伴ひ、各國軍艦の結集
 々此海域の探検に從事するものあり、或は島々を再発見し、
 地図を作成し、島情を調査した。之を年代順
 に列挙すれば次の如くである。

一八一六年 露艦 Kurik. 艦長 Otto von Kotzebue
 独逸人 Adelbert von Chamisso 同乗、マインヤル群
 島ラタツク列島最北端の四島を発見した。

一八二四年 露艦 Predryjatzje 號。艦長前記 Kurik
 號と同じ von Kotzebue。マインヤル群島ラリツク
 列島最北端の四島を再発見した。

一八二三年 一八二四年 佛艦 Copille 號。艦
 長 L. J. Duperry。マインヤル、クサイ、及ゾト
 ラツクの調査。

一八二六年 一八二九年 露艦 Senjauin 號。
 艦長 Frederic Litke。露帝ニコラス一世の命を受け
 世界周航の途次一八二七年十二月八日クサイ
 島著、翌年一月二日ホナベ島著、最初の地図
 を作成した。

右に續いて一八三八年 英艦 Ymogene 號、一
 八三九年 英艦 L'Arme 號、一八四〇年 佛艦

東京文房堂製

La Danaiide 號 一八四五年 英艦 Hagarb 號 一八五一年 佛艦 Capricieuse 號 一八五二年 瑞典軍艦 Eugenie 號 一八五八年 奧國軍艦 Novara 號 一八七〇年 には 米國軍艦 Jameson 號 が ホナベ島に來て測量に従事し、酋長をして宣教師保護を約せしめ、且つ従前の敵対的行為により宣教師に与へたる損害に對し償金を支拂はしめた。

一方パラオ諸島には英國軍艦の來航あり、

殊に一八六七年の *Chapman* 號は 既述の如く コロロ島民が英國商人 *Chapman* を殺害した事 事件 の責任を為し、アイバドルを死刑に處せしめた。

後一八八一年には英艦 *Constance* 號 パラオ島に來り、前年島民がオキーフ商會の持船を掠奪したことに對しマルキヨクの大酋長を問責し、過大な賠償を要求した。その翌年英艦 *Comet* 號 及 *Constance* 號の二隻再々來り、前記要求の不履行を責めてマルキヨクを砲撃し却落を焼拂ったが、更に翌一八八三年來島せる英艦 *Esperanza* 號の艦

ふ(南貿社員宮トハ談)。然るに Bridge は此の両
 部落の争に乗ずることなく、却つて両者の親
 睦を取計つてまきまきつたのである。
 上述の如くマーシャル群島及びカロリン群
 島の再発見に伴ひ、各国の捕鯨船、商人、宣教
 師^{世帯の末航}の事業が繁くなつたが、^{つぎ}也輩は全然私人の
 「自由」なる活動であらう。国旗の保護の下に
 来航したものはなく、又国家的支持を以
 て強化せられたる組織でもなかつた。当时各
 国軍艦も頻りに来航したが、その多くは測量

長 Cyprian Bridge は寛大なる態度に出でてマルキ
 ヲクに對する要求の大部分を免除し、高コロ
 ール、マルキヨク兩部落の平和を誓約せしめ
 た。蓋し此の兩部落はかねて勢力を争へる宿
 敵であり、アンテロロップ號のウイルソン以来
 英人がコロール^{を援助}マルキヨク^{に攻撃を助けし}に
 とあり、前記オキーフ商會船の掠奪も實はマ
 ルキヨク部落民の所為でなかつたのをコロロ
 ル大酋長が証言し、且つ自ら英艦を水先案内
 してマルキヨクを攻撃せしめたのであるとい

調査に従つたのみで、中にはホナベ島に於ける米艦 *Janestown* 號、パラオ島に於ける英艦 *Persens* 號、*Lily* 號、*Comus* 號の如く自國國民たる宣教師又は商人の利益に關し酋長を同責したる事件もあつたが、その為めに軍事的占領又は統治権の獲得を企つるものなく、各國相互間に於てもこの地域の領有を争ふことはなかつた。^{のひある} 各國民及各國艦船は自由に來り、自由に留り、自由に去つた。尤も自由主義時代の際及び映こあつた。殊に有。諸群島が何れも而

積狭小資源貧弱であり、且つその位置が世界交通の要路より離れて居ることは、各國をして之に對する領土的支配権の獲得をば高更無益視せしめたるであらう。

4 第三節 分割

一八七〇年代乃至八〇年代を以て^{世界}歴史は帝國主義の段階に一步を入れ、國民の在外利益と國家権力の支配擴張とは密接不可分なる關係に立^つたに至つた。前節に述べたる

右ベルンズハイムに事業に對しても徵稅通告
 を發した。然るにスペインは此の群島を奪見
 した。故に何等統治の施設を為して居るか
 たのであるから、ヘルンズハイムはスペイン
 の領有權を認めずして、この徵稅通告に服せ
 ず。獨逸政府の保護を求めた。獨逸政府は之に基
 き、一八七四年スペイン政府に抗議し、之を翌
 年英國も亦同様の抗議を致した。交渉の結果
 果一八七七年の覺書成立し、スペイン政府は
 實力を以て占領せられざる允許の地域に於て

東京文房堂製

如く、其頃迄諸國はマリーンヤル群島及カロリ
 ン群島の領土權を爭ふことなかつたのである
 が、^命時代の帝國主義的空氣は先植民國スベ
 ンをも刺戟し、最初の発見の權利に基き、領有
 權を主張せしむるに及ぶ。既述
 の如く一八七三年
 獨逸商人ヘルンズハイムがパラオ、ヤツポ西
 島に營業所を設くるに及ぶ、スペイン政府は
 突如パラオ諸島及ビカロリン群島に於て商取
 引を禁む。船舶は豫めフリーツピンに寄港して
 許可証を得且つ國稅を納入すべき事を布告し

ける完全なる高業自由の原則を認め、事件は一應落着した。

然るに其後も既述の如く英國軍艦のパラオ

島に來りマルキヨク部落を砲撃する等、事件等

ありした。スベイン政府は十八八五年に

力の保有を實行せんと欲し、その目的を以て

派遣した。スベイン軍艦二隻は八月廿一日又

て西武山に上陸し、式を挙げんとして居た。

然るにその前日夕刻一隻の小軍艦入港し來り、

早刻上陸して獨逸國旗を掲揚し、カロリン群

島の占領を布告した。之れを以て、太平洋

俾上の孤島にも、日吉りの一場所を求めた

獨逸政府が、スベインの意圖を探知し、機先

を制する為めに急派した砲艦イルナス

であつた。セに引き続き別の

軍艦はパラオ、オレアイ、トラック、ボナ

ペ、ピンケラツポ、クサイに順次國旗を掲

揚し、機敏に占領の布告を行つた。ここに於

むる旨の覚書が成立し

東京文房堂製

て独西兩國の國交緊張したが、遂にローマ法
 王レオ十三世の仲裁裁決を受くることとなり、
 同年（一八八五年）十二月十七日調印せられた
 ①ウチカンの覚書によつて、スペインはカ
 ロリン群島及びパラオ群島の領有を確保せら
 れると共に行政整備、^{且つ}外國商人保護の義務を
 負ひ、一方これらの地域に於て独逸人並に商
 航海事業、並に栽植地居住地建設の完全なる
 自由を有し、^又獨逸海軍は碇泊地及貯炭所設
 置の権利あることを認められた。南洋の口モ

ロフコ問題」ともいふべき紛議はかくして落
 著し、獨逸はカロリン群島に對するその領土
 的宿望をえたすべく、更に數年を待たねばな
 らなかつたのである。
 之に及しマーシャル群島は、^{無雜作}獨逸領と
 爲すことが出来た。^{既に}先づ一八七八年獨逸軍
 艦がヤルトに來り、大酋長カプアと交渉し
 てラリツク列島に關する條約を締結し、貯炭
 所設置の権利を得居たのであるが、^{更に}一
 八八五年^{十月}カロリン諸島占領海軍の連続とし

東京文房堂製

ミクロネシアも、一八八〇年代に及び
 其が今ヤカロリン群島はスペイン領、マ
 シヤル群島は獨逸領、ギルバート諸島は英領
 として、ミクロネシアの列強間に於ける分割
 は、この時成立した。言ふ迄もな、これは當時の
 植民地執の下に行はれた腐汎なる太平洋諸島
 分割の一部であら、列強が地球を分割すべ
 領土を求め、洋上零細なるミクロネシア諸島
 に及ぼることは、時代の既に帝國主義的段
 階に入れ、を示す一標徴に外ならぬ。

あり

て同年十月軍艦をヤルートに派遣し、マリヤ
 ネラタソク西列島を占領、マシヤル群島全
 部の占領を布告した。これに対してはスベ
 ンの抗議もなく、翌年（一八八六年）四月獨
 逸兩國間に西部太平洋に於ける勢力範圍の協
 定が成立し、獨逸はマシヤル群島を、英國
 はギルバート群島を領有することが確定した。
 ミクロネシアの諸群島はマリアナ群島が十
 十六世紀半に於て既にスペインの領土となつ
 た外は、久しく無領有のまま放置せられて居た

ンの駐在地であつたが、^{（おりに抗）}スペイン人はその抗
 議を退け、^{（たのむ）}同師を軍艦に拘禁してマニラに送
 り、有無を言はず土地を没収した。^{（のである）}これによ
 り新教徒たるジロカージ及びポナットの島民は
 激昂してスペイン人の居住地を破壊し、^{（監督）}總督
 を殺害した。^{（スペイン人は）}ポナ島の後僅に三ヶ月
 半にしてこの叛乱^{（を招いた）}はあつたのである。^{（か）}これを始り
 せしむる其後も軍事的施設の擴張、カトリック
 布教の強権的進出、道路工事に於ける労働酷
 使等により屢々島民の暴動が起り、その都立

東京文房堂製

4 第四節 再分割

スペインはカロリン群島行政ヲ為めヤツプ
 及びポナペに政廳を置^{（き）}こととし、^{（に）}前者には
 一八八六年後者には一八八七年官吏、カトリ
 ック宣教師、及び中備隊が來任し、バラオに
 も亦一八九一年にカトリック宣教師が來た。
 ポナペに來島せるスペイン人は今日のコロ
 ニア^{（地）}もば政廳駐在地とし、^{（左）}然るに^{（右）}有^{（り）}こ
 の地は一八六五年以來米國人新教官教師ド

のである。
 米西戦争の結果、スペインの太平洋領土中
 最も経済的価値あるフィリピン並にグアム
 は米領となつた。その残滓たるグアム以外
 マリアナ群島及びカロリン群島は二五〇萬
 ペセタ（一六、七五〇、〇〇〇マルク）の代價を
 以て獨逸の買収するところとなつた（一八九九
 年二月）。ここに於てマゼラン以來、老植民國
 スペインは太平洋の舞台より姿を消し、その
 領土は新鋭資本主義國たる獨米兩國に再分割

東京文房堂製

鎮壓の爲めに軍艦及陸兵を來援せしめ、スペ
 ー人の側にも島民側にも少からざる死傷損害
 があつた。殊に一八九〇年、^{根拠}新教傳道の地たるオアハ
 軍艦の砲撃によつて、^{根拠}新教傳道の地たるオアハは
 全に破壊せられ、メタラニにも攻撃を加
 新教宣教師をホナベ島から放逐した。その後
 もニミ度危機を経過し、^{有様}一八九九年には
 情勢最も緊張して全島中に擾乱の渦中に陥
 らんとし、^{た。當時}而かも既に米西兩國間に戦争起
 り、^{は米軍の占領せられたことを知らなかつた}グアムは

一字分
下分 6

之とは別に、一八八五年以来獨逸領となつたマリーシャル群島はヤルト會社の行政費用負担による特殊の統治形式を有したが、一九〇六年會社との特許契約満期に際し之を獨逸政府の直轄に移し、ホナペ島知事の管下に編入した。

マリーシャル群島の統治に關しビスマルクの政府は英國東印度會社に倣ふところの例による特許會社を以てする方針にて、同地に事業を有するヘルンズハイム會社をして之に當らしめ

東京文房堂製

せられた。米國はハワイよりグアムを経てフイリッピンに至る線により太平洋を東西に横断し、獨逸はニューギニア及びサモアよりミクロネシア諸島を経て膠州湾に至る線により之を南北に縦断し、以て太平洋に關する國際政治上の發言權を確保したのであつた。

獨逸は一八九九年六月新領有地たるマリアナ、カロリン、及びパラオ諸島をバニューギニア保護領の一部に編入し、その總督の管轄の下にホナペ島及びヤツア島に政廳を置いた。

6

即ち形式的には獨逸政府の統治であるが、

3. 燐鑛採掘、並に無主地占有の特權を認めら

(3) 會社はマレーヤル群島に於て眞珠採取、

事項は會社の同意を経るを要する。

が行ふ。但し法令の制定及び重要なる行政

(2) 行政の執行は獨逸政府の任命せる官吏

料を以て之に當てる。

その必要額は島民への課税及び各種の手數

(1) 行政の費用はヤルト會社が負担する。

一字分
下

6

んとした^如。然^るに同商會は時勢の變遷と同地方

の資源貧弱とを理由にして之を應諾せず、

為めは行政機關の問題は久しく未決定のま

ま棄て置かれた。然^る後一八八八年に至り

ヘルンスハイム商會と獨逸南洋商業拓殖會

社——一八七八年ゴッドフロイ商會倒潰後、

其のミクロネシアに於ける事業継承の目的を以

翌年成せしむる會社——とが合併して新にヤ

ルト會社を設立するに際し、獨逸政府は之と

九、如き協定に達するを得た。

一八九九年に獨逸人たるカトリック教聖心派
 宣教師が來住するに至つた。
 新教では一八九〇年スペイン政府の彈壓に
 よつて米國宣教師がホナベ島及トラツク島よ
 り退去せしめられた。後を承けて、獨逸領
 となりて後リーベンツェル派の獨逸人宣教師
 が俄々入島した。かくてクサイ島及ヤル
 ト島のホストン・ミツレオンを除き、南洋群
 島に活動する宣教師も皆獨逸人となつたので
 ある。

實質的にはヤルト會社の支配下に立つも
 のであつて、^{南洋群島の}獨逸領有となり、^{たゞ結果、従来のカトリック教カ、フアン派の}後モカトリック教カ、フアン派の
 獨逸領有となり、^九獨逸人による代りた
 派のスペイン人宣教師は南洋群島する者もあ
 つかが、ミツレオンスクレルに於ける獨逸派
 教授の關係は一九〇六年に全部退去し、同派
 の獨逸人宣教師が之に代つて來島した。又マ
 シヤル群島には従前米國ホストン・ミツレ
 オンによる新教傳道のみあつたのであるが、

一九〇九年より採掘に着手し一九一二年には六萬トン、一九一三年には九萬トンを輸出し、一九一二年以後利益配当を為し得るに至つた。
 獨逸は又六通商通信株式會社を一九〇六年にヤツポ島を本拠としてメナード（蘭領セレベス）に設け、及び上海に通ずる海底電線を敷設し、この會社は更に一九一二年無線電信會社と共に同出資して獨逸南洋無線電信會社を創立して同様にヤツポ島に無線電信所を建設し、既設

東京文房堂製

この南洋は、フレマンの銀行團によりて供出せられた。

獨逸時代に於ける
 経済的活動としては上記ヤルリート會社が最も古く、ヤルリート島を本拠としてマリシヤル及び東西両カロリン群島に亘り貿易、椰子栽植、並に海運に従事し、一九一二年にヤツポ及びパラオ方面に於ける同社の事業とオキリーフ商會の事業とを合併して西カロリン會社なる子會社を創立した。
 群島内の資源探求に努力し、左独逸由一九〇三年にアングウル島がアノ燐礦層を發見し、その採掘の爲めに獨逸南洋燐礦會社が創立せ

南洋を二百五十万トン

のラバウル（ニューギニア總督府所在地）、及びナウル無線電信所と連絡した。
 スペイン統治の特色が島民のカトリック教化にありとせば、獨逸統治の中心政策は南洋群島の経済的開発にあつた。その為めに著々準備工作を進め、一九一二年の頃には貿易、採鑛、電信の諸企業者しく隊形を整へたること以上述べるところにより知られやうである。ここに在りては、南洋群島は
 大正三年（一九一四年）十月南洋群島は我

が海軍南遣支隊の占領するところとなり、陣戦隊を駐屯せしめ軍政を施した。後大正六年（一九一七年）三月日英聯合秘密協定を以て、日本は地中海に艦隊を派遣する代償として南洋群島領有の要求を承認せしめ、次いで露佛西國の承認をも得た。ベルサイユ平和會議に於ても日本は右の領有を主張したのであるが、會議に於ける併合主義と非併合主義の妥協の結果として委任統治制度及その三級別が決定せられ、日本は赤道以北の獨逸植民地に對し、赤道以北は全部日本が

八、南洋羣島は赤道を
 中ナル島は赤道を
 横スルに離ル島は赤道を
 英國の委任統治に歸
 屬スルとある。

日ニ委任統治受任國となラセ。而シテ委任
 統治は土著人民の利益の爲メ一定の保障を
 與フることと要スル條件の外、受任國領土の
 構成部分として其の國法の下に施政を行フべ
 きものと定められ、而シテ受任國の單純
 なる領土ではないが、最も領土たるに近き性
 質を有スルものである。委任統治の制度が政
 治的には帝國主義國間に於ける領土再分割の
 一形式であることは、~~此~~この~~最も~~場合に最
 も見易くある。

南洋群島 58

要するに日獨逸領ミクロネシアは赤道を僅
 か南に離ルナウル島を除き、全部日本の統
 治に移リ、その結果小笠原、マリヤナ、カロ
 リンの諸群島を南北に連ぬる日本の制海線は
 ハワイ、グアム、フィリピンを連ぬる米國
 線と交叉した。尤もこの政治地理的位置その
 ものが太平洋の平和に直接の關係を有するも
 のではない。之を平和確保の基礎たらしむる
 か、若くは平和破壊の原因たらしむるかは、
 地理の問題ではなくして政治の責任である。

東京文房堂製

南洋群島 59

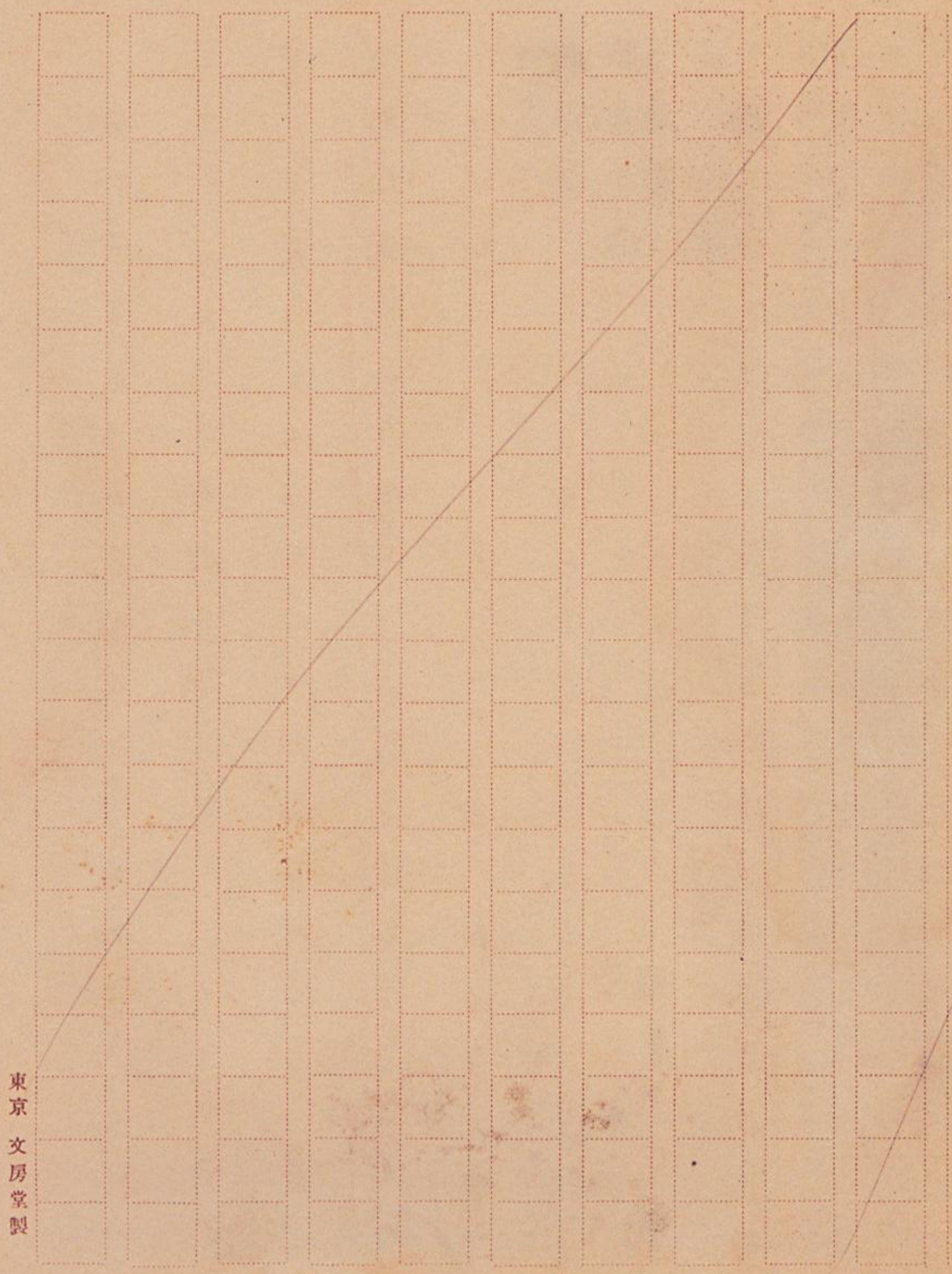
始めて生じたのではない。
 古今著聞集に載せられたる物語に、永安元年（西暦一七一一年）伊豆國興島に漂著した一艘の船に乗れる「鬼」は「其かたは身八九尺ばかりにて髪は夜叉のごとし。身のいろ赤黒く眼まろくして猿の目の如し。皆はだかなり。身に毛おびず。蒲をくみて腰にまきたり。身にはやう／＼の物のかたをえり入りたり。云々」とあるのは、「南島人であること」は疑の餘地もない」と松岡静雄氏は記して居る

東京文房堂製

一字下

英國の委任統治地となつた
 ナウルは英國の委任統治となつたのであるが、それは地理的に赤道以南に位置するのみならず、経済的に英國資本の固定せられた地である。即ち島の有名なる燐鑛業は英領ギルバート群島 Ocean Island に本拠を有する太平洋燐鑛会社 英國 Pacific Phosphate Co. と獨逸ナルト會社との共同経営であつたのである。

第五節 占領前に於ける南洋群島と日本との關係
 日本と南洋群島との關係は世界大戰を以て



東京文房堂製

る如(松岡)曰ミクロナシア民族誌一八一
 九頁)果して也が南洋群島民であるならば松
 岡氏の言ふ如く右の記事は此の群島民に關す
 る世界最古の記録であるかも知れない。

静雅

(一八八四年) 軍艦龍驤が遠洋航海の途次ク
 サイ島に寄港したること、並に同年横濱入港
 の一英國船からマーシャル群島のラエ島にて
 漂流日本人の殺害せられたる者あるを報告せ
 られたので、政府は後藤猛太郎鈴木經勲兩人
 を同群島に派遣したることか、日本と南洋群島
 との交渉の始^{最初}まりである。後藤鈴木兩氏は目
 的地に達し事情を調査の上大酋長をして謝罪
 せしめ、且つその意を日本帝國に^{親しく}對し表明せ
 しむる為め二名の小酋長を同^{伴し}街せしめて翌年

東京文房堂製

又約百年前オカネ與四郎(或は伊五郎)等
 二十餘名マリアナ群島に漂著し、ゲアムに土
 著して天壽を終つたことか記録に見えろとい
 ふ(松岡、二〇頁)。南洋巡航記「ゲアム島
 の項にも曰く、「土人の口碑に依るも又其現
 狀に依るも、日本人の嘗て渡來したる遺蹟あ
 りは蔽ふ可らざるの事實ナリ」(同書二九頁)
 併し^{但し之等の}過去に於ける漂流又は莫米捕鯨船
 の水夫として雇はれたる者等を別として、近
 年の明確なる歴史的事實としては明治十七年

一月帰朝した。此の旅に就て鈴木経勲は自ら記して曰く、

「余の命を受くるや密に以てらく、南洋群島の土蕃は固より獸類と同じく人間を喰ひ、常に残忍狂暴を逞しうするの人類を水は探検の成否未だ期す可からず。唯余を天運に任せ、身を犠牲に供するのみ。幸に生命を全うし探検を遂ぐる事を得ば、單り復命の榮あるのみならず、マルシヤル群島をして皇國の版図に帰せしめ以て國威を宇内に揮すの一端を拓く云々」(鈴木)

南洋探検實記(一五頁)

即ちその使命は直接に経済的意味を有したのではなく、^密一の探検旅行であつたが、^{之等の事件により}併し南洋群島はやゝやく邦人の注意を惹き、^{に及り}やがて明治二十三年(一八九〇年)田口卯吉氏の天祐丸航海を以て日本と南洋群島との商業的関係は始まつた。即ち「親しく南洋諸島の談話を聞きしことあり、南洋諸島経略の必要を感じ」た^{田口卯吉}田口氏は東京府知事より

東京文房堂製

一月帰朝した。此の旅に就て鈴木経勲は自ら記して曰く、

「余の命を受くるや密に以てらく、南洋群島の土蕃は固より獸類と同じく人間を喰ひ、常に残忍狂暴を逞しうするの人類を水は探検の成否未だ期す可からず。唯余を天運に任せ、身を犠牲に供するのみ。幸に生命を全うし探検を遂ぐる事を得ば、單り復命の榮あるのみならず、マルシヤル群島をして皇國の版図に帰せしめ以て國威を宇内に揮すの一端を拓く云々」(鈴木)

南洋探検實記(一五頁)

即ちその使命は直接に経済的意味を有したのではなく、^密一の探検旅行であつたが、^{之等の事件により}併し南洋群島はやゝやく邦人の注意を惹き、^{に及り}やがて明治二十三年(一八九〇年)田口卯吉氏の天祐丸航海を以て日本と南洋群島との商業的関係は始まつた。即ち「親しく南洋諸島の談話を聞きしことあり、南洋諸島経略の必要を感じ」た^{田口卯吉}田口氏は東京府知事より

「拙者の初志は單に商業に止まるにあらず。東京府士族の有志者として南洋に移住せしめ、一は以て其独立を助け、一は以て國威を伸べんと欲するにありしなり」と（『南島巡航記』二五三頁）。即ちその意義は封建的遺制の整理過程をばその為の資金を商業資本へ轉化することにより促進せんとするにあり、併せて資本主義國家成立期に於ける國威發揚意識を表明するものであるが、併し南島商會の事業そのものは何業の大資本的又は政治的背景

東京文房堂製

別

延分を委託し、士族授産金四萬四千四百餘円を資金として南島商會を組織し、九十一噸の帆船天祐丸を買入れ、貿易品と乗せて明治二十五年五月横濱を發し、ゲア、ヤツプ、パラオ、ホナペ各島に於て島民と交易し、其年十二月横濱に歸着した。其の時ホナペに數名の乗組員を残して支店を開設したのが、南洋群島に於ける邦人商者の嚆矢である（『南島巡航記』二頁）。田口氏は南島商會設立の志を述べて曰く、

を有せず、却つて輿論の批評を被り、一航海
 を以てその事業を終らざるを得なかつた。南
 島商會そのものは解散せられたが、その事業
 は一屋商會が継承し、他にも南洋貿易に従事
 する商店が續々と起り、獨逸領時代に於て既
 ちマリアナ及び西カロリンの商權が日本人の
 手によりて占められたのは、田口氏開拓の功
 に基く処大と言はねばならぬ。南島商會以
 後スペイン^{時代}及獨逸^{時代}に起つた日本
 商會の主たるものは尤も如くである。

一屋商會。此商會は南島商會の事業を継承
 し、明治二十五年一月再び天祐丸をボナペに
 航海せしめ、又トラツクに支店を置いたが、
 明治二十八年に解散した。
 快通社。恒進社。この二商會は田口氏航海
 の翌年(明治二十四年)に起り、トラツク島
 を本拠として雜貨販賣、^{並に}コアラ、海參、
 蝶貝、高瀬貝等の買入に従事したが、快通社
 は間もなく解散し、恒進社は明治二十六年ト
 ラツクからパウオに移轉して大正三年迄継続

あり

以上の外小店舗を開ける者又は水産業者の爲
 め雇入れられた労働者等もあつて、在留邦
 人は數十人に達し、殊にパラオ及びマリアナ
 の商業は多くは邦人商人の手にあつた。
 (1) 一九一二年一月一日現在西カロリン、パ
 ラオ、^{並に}マリアナ諸島在住白人一ニ二人(中、
 獨逸人一〇五人)、日本人七三人。
 (2) 獨逸が始めてパラオを領有した当時、コ
 プラ七十乃至百トン、海參二十乃至三十ト
 ン、蝶貝一トン乃至一ト半、蠶甲百乃至

した。
 南洋貿易日置合資會社。明治二十六年創立
 ホナベ、トラツク、サイパン、及びグアムの
 諸島に支店を設け、通商貿易に従事した。明治
 三十三年(一八九九年)トラツク、ホナベの
 両支店は銃器火酒販賣の業を以て、^{新支店}既^に獨
 逸官署の忌む所となり、閉鎖の止むなきに至
 った。明治三十九年村山商會と合併して南洋
 貿易株式會社改稱。これ日本ヤルート會社
 として、今日尚盛業中のものである。

おれ

退の折柄、漢業に力を入れたため日本人漢夫を招来し主として蝶貝採取に従事して居る。一九〇六年の貿易は輸入五四、六七三マルク、輸出一六五、一九五マルク、合計二九〇、八六八マルクである。一一輸出は全部日本に向つた。輸入も亦四分の三は日本から来る。(Meyer, H. Das Deutsche Kolonialreich. Bd. II, 380)

④ マリアナ群島の商業に就ては、同書曰く、一日本の日置商會及村山商會は特にコプロ商を管み、且つ目下コプロ生産減退の結果

東京文房堂製

おれ

百五十万の年輸出額が日本人の手によりて為されて居た (Kraemer, Palau. B.II. 515-516)。

⑤ 獨逸時代パラオの商業に就ては、^{Swensson} 如く記され居る。曰く、

「日本人は総じて今日迄パラオ群島の経済的南登に最も多く貢献したつてあり、又殆んどその全商業をその手中に握つて居る。マウカルには一八九二年以來二つの日本人商會が在住し、近年に於て是等の日本人商會及アメリカ人の一商店はコプロの輸出減

あり、之等の輸出は

果澳業にも従事して居る。一八九〇五年には四
 には輸出額の九分の八、一九〇六年には四
 分の三が日本に出された。特にコブラは全
 部日本向である。一八九〇六年輸入の八
 五%は日本から来た。一八九〇五年の貿
 易総額は二七二、七七三マルク、一九〇六
 年には二九四、〇〇〇マルク、その九〇%
 及び八二%がそれぞれ日本との貿易によつ
 て占められた。(Meyer ibid. s. 387)

に於て既に日本人はマリヤナ群島及パラオ島
 の商権を把握し、トラツク、ホナベ諸島にも
 日本商人が在住した。(當時トラツク在留邦人
 十五人であつた)。併し獨逸の統治に伴ひ
 獨逸商人の競争を受けたることは察するに難
 からず、従つて我が海軍の群島占領、獨逸商
 人の撤退により、在住日本商人が利益を得
 る手相慶したことはもとより明かであるが
 (山崎直才「我が南洋心」一三二頁)。南洋群島
 に対する我が軍事占領及び統治が、既投の

在戦前時より其背後にありし
経済的勢力は日本資本
主義の一般的要求
を以てしに上り、
漸く
その中心に在りし

商業的の利益保護を直接の目的として行はれた
ものとは異なることは出来なからう。当時活
動して居た日本商人は何れも單純に個別の
商業資本を以て性質の資本であつて、有力な
産業資本又は銀行資本と連結を有したも
のではない。従つて自己の保護の爲め國家権力
の発動を促すほどに有力であつたとは思はれ
ない。占領及び統治によつて彼等が利益を受
けたのは事の影響であつて、原因ではない。
南洋群島に於ける日本資本と國家権力との具

体的有機的関係は占領及統治の後に於て生じ
たのであり、占領當時の背後にありし経
済的勢力は日本資本主義の一般的要求であ
らば過ぎない。事の直接の原因としては寧ろ
太平洋に於ける國際政治的及軍事的重要性の
認識が南洋群島の再分割を實行し日本
支配下に移さしめたる主要な理由であらう。

4